

令和7年度バイオマス産業都市構想の提案を募集します

～農村部・都市部のバイオマスを活用し地域活性化へ～

関係7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）は連携して、バイオマス産業都市の構想を推進しています。本日から令和7年10月31日（金曜日）までの間、令和7年度のバイオマス産業都市構想の提案を募集します。

1. 概要

我が国においては、農村部・都市部の各地域において、木質、食品廃棄物、下水汚泥、家畜排せつ物などの豊富なバイオマスを有しており、地域のバイオマスを活用した産業の創出と地域循環型の再生可能エネルギーの導入推進を図り、地域の雇用創出や活性化につなげていくことが重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、平成24年9月に関係7府省が共同でとりまとめたバイオマス事業化戦略において、原料の収集・運搬から製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を推進しているところであり、これまでに104市町村をバイオマス産業都市として選定しています。

この度、令和7年度のバイオマス産業都市構想の提案を募集します。

2. 募集期間

令和7年6月20日（金曜日）から令和7年10月31日（金曜日）17時（必着）まで

3. 選定プロセス

- （1）令和7年10月31日まで：バイオマス産業都市構想の提案募集
- （2）令和7年12月予定：有識者で構成する選定委員会が審査・評価を行い、選定推薦案を作成
- （3）令和8年1月予定：推薦案をもとに関係7府省が共同で地域を選定

4. 応募方法

添付資料のバイオマス産業都市募集要領に従い、提案書及び参考資料を郵送等で提出してください。

5. その他

バイオマス産業都市に選定された地域の産業都市構想の実現に向けて、関係7府省が、施策の活用、各種制度・規制面での相談・助言などの支援を行います。

（参考）バイオマスの活用の推進

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/index.html>

添付資料

[バイオマス産業都市募集要領（令和7年度募集）\(PDF：355KB\)](#)

[バイオマス産業都市Q&A\(PDF：530KB\)](#)

[バイオマス産業都市選定の流れ\(PDF：100KB\)](#)

[バイオマス産業都市について\(PDF：336KB\)](#)

[バイオマス産業都市選定地域\(PDF：284KB\)](#)

[バイオマス事業化戦略の概要\(PDF：1,591KB\)](#)

【お問合せ先】

大臣官房環境バイオマス政策課再生可能エ
ネルギー室

担当者：福田、白浜

代表：03-3502-8111（内線4317）

ダイヤルイン：03-6738-6479

バイオマス産業都市募集要領

(令和7年度募集)

内閣府エネルギー・環境グループ
総務省地域政策課
文部科学省環境エネルギー課
農林水産省環境バイオマス政策課
経済産業省新エネルギー課
国土交通省環境政策課
環境省地球温暖化対策課

令和7年6月

バイオマス産業都市募集要領

1 趣旨

我が国は、農村部・都市部の各地域において、木質、食品廃棄物、下水汚泥、家畜排せつ物などの豊富なバイオマスを有しており、地域のバイオマスを活用した産業の創出と地域循環型の再生可能エネルギーの導入推進を図り、地域の雇用創出や活性化につなげていくことが重要な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、平成 24 年 9 月に関係府省が共同でとりまとめたバイオマス事業化戦略において、原料生産の収集・運搬から製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を推進することとされたところである。

このため、関係府省が共同でバイオマス産業都市の構築を目指す地域を選定し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを連携して支援していくこととする。

※ 関係府省：内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

2 バイオマス産業都市のコンセプト

バイオマス産業都市とは、木質、食品廃棄物、下水汚泥、家畜排せつ物など地域のバイオマスの原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域をいう。

3 バイオマス産業都市構想の作成主体

バイオマス産業都市づくりには、一般に広く薄く存在するバイオマスの生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムの構築が必要となること等を勘案し、地域の実情に応じ、以下の主体が単独又は共同でバイオマス産業都市構想を作成し、応募するものとする。

- (1) 市町村（単独又は複数）
- (2) 市町村（単独又は複数）と当該市町村が属する都道府県の共同体
- (3) (1) 又は (2) と民間団体等（単独又は複数）との共同体

4 バイオマス産業都市構想の評価の視点

バイオマス産業都市の選定に当たっては、以下の視点を踏まえ、応募があったバイオマス産業都市構想の内容を総合的に評価する。

(1) 先導性

- ・ バイオマス産業都市が目指す将来像と目標を実現し、全国モデルとなるような取組であるか。

(2) 実現可能性

- ・ 自治体・事業者等の地域の関係者の連携の下で経済性が確保された一貫システムの構築が見込まれるなど、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化の実現可能性が高いか。

(3) 地域波及効果

- ・ 地域のバイオマスの利用促進、地域循環型のエネルギーの強化、地域産業振興・雇用創出、温室効果ガス削減などの地域波及効果が高いか。

(4) 実施体制

- ・ 自治体・事業者等の地域の関係者の連携の下でバイオマス産業都市構想の具体化、評価等を適確に実施していくための実施体制ができているか。

5 バイオマス産業都市構想の内容

バイオマス産業都市構想には、4を踏まえ、以下の事項を記載することとする。

※ 地域の実情に応じ、目指すべき姿、取組内容、波及効果等をわかりやすく示すために、図表等を用いたり、複数の事項をまとめて記載すること等は可能。

また、構想の概要を表した資料（地域の目指すべき姿、活用するバイオマス、主要な取組内容が分かるイメージ図等、A4横1枚）を作成し、構想の提案書に添付すること。

(1) 地域の概要

- ・ 対象地域の範囲、経済的・社会的・地理的な地域の特色、作成主体等

(2) 地域のバイオマス利用の現状と課題

- ・ 地域のバイオマスの賦存量、利用率（量）等の現状と課題

※ 複数の市町村が共同で構想を作成する場合は、地域全体とあわせ構成市町村ごとのバイオマスの賦存量や利用率（量）等を記載。

(3) 目指すべき将来像と目標

- ・ バイオマス産業都市を目指す背景や理由
- ・ バイオマス産業都市として目指すべき将来像
- ・ バイオマス産業都市として達成すべき目標

※ バイオマス産業都市構想の期間は10年、目標年次は10年後とするが、地域の実情に応じ、

これに加え更に先の年次（20 年後など）を記載することは可能。

※ 達成すべき目標は、目標年次における地域のバイオマス利用率（量）のほか、地域の実情や目指すべき将来像等に応じ、再生可能エネルギーの調達率（量）、関連産業の創出規模、温室効果ガス削減量等を記載。

（４）事業化プロジェクトの内容

- ・ バイオマス産業都市構想の期間内に具体化する予定の取組（事業化プロジェクト）の内容を、直近年度に具体化する取組、5 年以内に具体化する取組、10 年以内に具体化する取組の別がわかるように記載する。
- ・ 直近年度に具体化する取組については、事業内容や事業採算性などの詳細がわかるように記載する（事業概要、事業主体、計画区域、原料調達計画、施設整備計画、製品・エネルギー利用計画、事業費、年度別実施計画、事業収支計画（内部収益率（IRR）を含む。）、事業実施体制等）。
- ・ 5 年以内及び 10 年以内に具体化する取組については、可能な限り具体的な内容がわかるように記載する（事業概要、事業主体、計画区域、事業全体フロー等）。
- ・ 電力の固定価格買取制度を活用する取組については、応募時点における電力会社との協議状況を簡潔に記載する。直近年度に具体化する取組については、少なくとも正式なアクセス協議（接続検討）を終えていること。

（５）地域波及効果

- ・ 地域の実情に応じ、（３）の目指すべき将来像や目標も踏まえつつ、バイオマス産業都市構想の具体化による地域波及効果を記載する（地域のバイオマス利用率（量）、再生可能エネルギーの調達率（量）、関連産業の創出規模、雇用創出の規模、温室効果ガス削減量、廃棄物再生利用率や処理費削減額など地域の実情に応じた波及効果を記載。）

（６）実施体制

- ・ 自治体・事業者等の地域の関係者の連携の下でバイオマス産業都市構想の具体化、評価等を実施していくための実施体制を記載する。

（７）フォローアップの方法

- ・ （３）の目標の達成状況等の評価や構想見直しの時期・方法等を記載する（原則 5 年後に中間評価を実施することとし、その実施年度を記載）。

（８）他の地域計画との有機的連携

- ・ バイオマス産業都市構想の作成に当たっては、バイオマス事業化戦略に留意するとともに、地域の実情に応じて、バイオマス活用、再生可能エネルギーの導入推進、温室効果ガス削減等の共通点を踏まえつつ、バイオマス活用推進基本法に基づく市町村・都道府県バイオマス活用推進計画、その他の計画（市町村が策定する計画であって、バイオマスの活用に関する記載のあるもの）との有機的な連携が図られるよう考慮する。

(9) 市町村バイオマス活用推進計画の策定

- ・ バイオマス産業都市構想の応募に当たっては、バイオマス活用推進基本法に基づく市町村バイオマス活用推進計画の策定を要件とする。
- ・ 応募の時点で同計画が策定されていない場合は、策定の予定時期や方針等を記した資料を応募書類に添付すること。

※ 策定予定時期は、8に記載している構想の募集締切から起算して1年以内を目安とし、同計画を類似計画に位置付ける場合であっても策定したものを見なすことができる。

6 バイオマス産業都市の選定プロセス

- (1) バイオマス産業都市構想の提案を募集し、地方農政局等及び事務局により整理を行う。
- (2) 有識者で構成するバイオマス産業都市選定委員会において、審査・ヒアリング等を行った上で選定推薦案を決定する。

※ 選定委員会は、Web 会議または対面による審査・ヒアリング等を行うこととし、1地域当たり20分程度のヒアリング（説明10分、質疑応答10分）を予定している。各地域から、構想の概要を表した資料を基本に説明し、その後、委員との質疑応答を予定している。なお、選定委員会の日程や開催方式等の詳細については、募集期間終了後、事務局から連絡する。

- (3) 選定委員会の選定推薦案をもとに関係府省が共同で選定を行う。選定結果は公表するとともに、選定された地域に認定証を交付する。

7 支援体制

- ・ バイオマス産業都市構築の円滑な推進を図るため、バイオマス産業都市関係府省連絡会議を設置する。
- ・ バイオマス産業都市に選定された地域の構想の実現に向けて、バイオマス産業都市関係府省連絡会議を活用しながら、構想の内容に応じて、関係府省の施策の活用、各種制度・規制面での相談・助言などを含め、連携して支援を行う。なお、関係府省の施策の活用に当たっては、予算面の制約があることに加え別途当該施策を所管する府省の審査・採択が必要となることに注意すること。

8 募集期間・応募書類の提出方法

(1) 募集期間（令和7年度募集）

令和7年6月20日（金）～10月31日（金）

(2) 募集締切

令和7年10月31日（金）17:00 必着

※ 締切後の提出は原則認めない。なお、災害による被災等の事由から期限内の提出が困難である場合、提出先に相談すること。

(3) 提出方法

- ・ 応募書類については、バイオマス産業都市構想の提案書及び提案書に関連した参考資料（直近に具体化する事業化プロジェクトに係る事業実施主体の概要（会社概要、実務経験等）やバイオマス利活用の技術的根拠等の詳細な資料）を、原則電子メールで下記（4）に記載するアドレス宛てに送付すること。やむを得ない場合には、郵送、宅配便（バイク便を含む。）も可とするが、FAXによる提出は、受け付けない。
- ・ 件名を「提出日、市町村名、タイトル」（例：230731 ●● バイオマス産業都市構想）とし、本文に「電話番号」と「担当者名」を必ず記載すること。
- ・ 添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とすること。
- ・ メール受信トラブル防止のため、メール送付後、下記（4）に記載する電話番号宛てに連絡すること。
- ・ 提案書及び参考資料は、それぞれPDFファイルで提出すること。参考資料は一覧を作成するとともに、連番を付し、提案書のどの項目に対応するものであるか明らかになるようにし、提案書の内容と関連性の薄い参考資料の添付はなるべく避けること。
- ・ 提出資料のうち、非公表扱いを希望する資料については、資料の「右肩」に「非公表資料」と記載すること（選定された地域におけるバイオマス産業都市構想については、選定後に公表することとする。原則として構想本体のみ公表し、参考資料は非公表とする）。

(4) 提出先・問合せ先

都道府県	提出先・問合せ先
北海道（※実施地域が北海道農政事務所の管轄区域にある作成主体）	北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課 〒064-8518 札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22 担当者名：池田、宮澤、新居田 電話：011-330-8807 E-mail： baionasu_810117@maff.go.jp
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県（※実施地域が東北農政局の管轄区域にある作成主体）	東北農政局 生産部 環境・技術課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 担当者名：小岩、奥山 電話：022-221-6193 E-mail： biomass_sangyou02@maff.go.jp
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県（※実施地域が関東農政局の管轄区域にある作成主体）	関東農政局 生産部 環境・技術課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 担当者名：小林、星川 電話：048-740-0158 E-mail： biomass_03_kanto@maff.go.jp
新潟県、富山県、石川県、福井県（※実施地域が北陸農政局の管轄区域にある作成主体）	北陸農政局 生産部 環境・技術課 〒920-8566 石川県金沢市広坂 2-2-60 担当者名：鈴木、井上 電話：076-232-4131 E-mail： hokuriku04_biomass@maff.go.jp
岐阜県、愛知県、三重県（※実施地域が東海農政局の管轄区域にある作成主体）	東海農政局 生産部 環境・技術課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2 担当者名：鈴木、大脇 電話：052-746-1313 E-mail： tokai_saiene@maff.go.jp
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県（※実施地域が近畿農政局の管轄区域にある作成主体）	近畿農政局 生産部 環境・技術課 〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 担当者名：岡田、菅居 電話：075-414-9722 E-mail： biomass_kinki06@maff.go.jp
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県（※実施地域が中国四国農政局の管轄区域にある作成主体）	中国四国農政局 生産部 環境・技術課 〒700-8532 岡山市北区下石井 1-4-1 担当者名：藤原、伊藤 電話：086-230-4249 E-mail： biomass_chushi54@maff.go.jp
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県（※実施地域が九州農政局の管轄区域にある作成主体）	九州農政局 生産部 環境・技術課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 担当者名：片岡、小山 電話：096-300-6028 E-mail： biomass_town-kyushu@maff.go.jp
沖縄県（※実施地域が内閣府沖縄総合事務局の管轄区域にある作成主体）	内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 担当者名：安慶名、高山、森 電話：098-866-1673 E-mail： maki.agena.o3q@ogb.cao.go.jp tomohide.takayama.z8v@ogb.cao.go.jp tomohide.mori.e7c@ogb.cao.go.jp

(5) 提出資料の取扱い

- ・ バイオマス産業都市として選定された場合、提出された資料（非公表扱いを除く。）は原則公表する。
- ・ 締切後の提出資料の修正、差し替え等は原則として認めない。ただし、バイオマス産業都市選定委員会から特段の意見がある場合にあってはこの限りでない。

(6) バイオマス産業都市関係府省連絡会議

担当課	電話
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 (事務局)	03-6738-6479
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局（総合戦略 G エネルギー環境担当）	03-6257-1329
総務省地域力創造グループ地域政策課	03-5253-5523
文部科学省研究開発局環境エネルギー課	03-6734-4143
経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課	03-3501-4031
国土交通省総合政策局環境政策課	03-5253-8269
環境省地球環境局地球温暖化対策課	03-5521-8249

9 その他

- (1) バイオマス産業都市構想の進捗状況の確認や変更等の手続に係る取扱いについては、別に定める「バイオマス産業都市構想取扱要領」によるものとする。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/b_sangyo_toshi/attach/pdf/b_sangyo_toshi-121.pdf

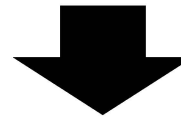
- (2) 応募書類の作成に当たっては、必要に応じて、農林水産省ホームページを参照されたい。
[バイオマス産業都市の取組]

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/b_sangyo_toshi/b_sangyo_toshi.html

バイオマス産業都市選定の流れ

バイオマス産業都市構想の募集

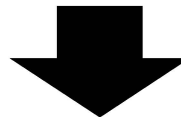
- 作成主体：市町村（単独、複数、企業との共同体等）
- 構想の内容：目指すべき将来像・目標、事業化プロジェクト、地域波及効果、実施体制等



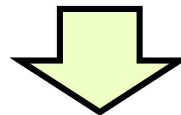
提案応募

バイオマス産業都市選定委員会による審査・ヒアリング・推薦案の決定

- メンバー：バイオマス、環境、エネルギー、投資・金融等の専門家で構成
- 評価の視点：①先導性、②実現可能性、③地域波及効果、④実施体制



7府省によるバイオマス産業都市の選定



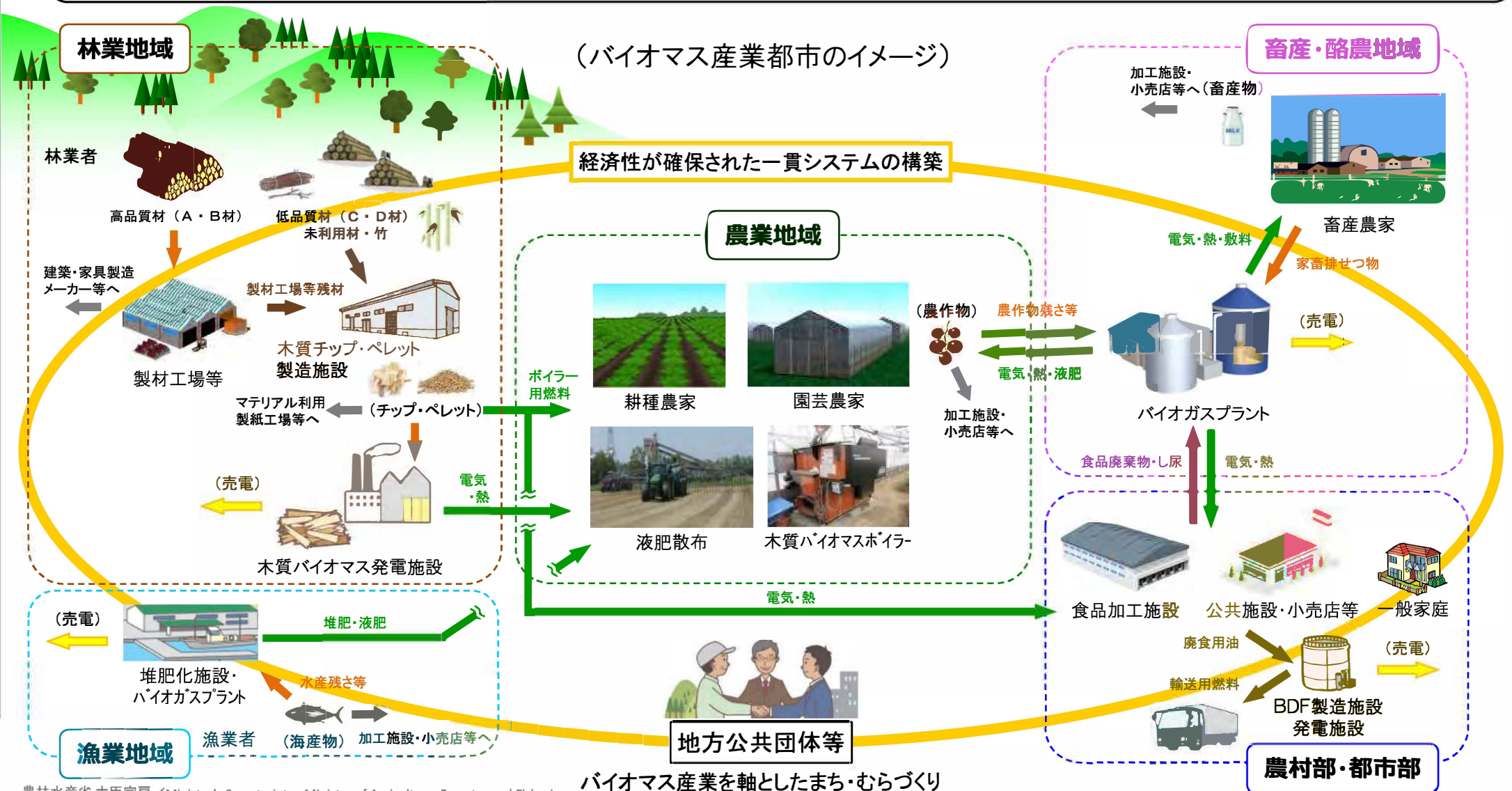
バイオマス産業都市構想の実行・具体化

- 関係府省による連携支援（事業化プロジェクト）
※関係府省の施策の活用には、別途当該府省の審査・採択が必要。

バイオマス産業都市について

○ バイオマス産業都市とは、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域であり、関係7府省が共同で選定。

※関係7府省：内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省



バイオマス産業都市の選定地域（104市町村）

年度別選定地域数（※市町村数）

H25		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1次	2次											
26	8	6	11	16	11	5	7	4	3	4	2	<u>1</u>

<> 内は選定年度（①：1次選定、②：2次選定）

青字は令和6年度選定地域

北海道ブロック(38市町村)

十勝地域(19市町村)、下川町、別海町<H25①>、釧路市、興部町<H25②>
平取町<H27>、知内町、音威子府村、西興部村、標茶町<H28>
滝上町、中標津町、鶴居村<H29>、稚内市、浜頓別町、幌延町<H30>、八雲町<R1>
湧別町<R2>、雄武町<R3>、浜中町<R4>

北陸ブロック(4市)

新潟県 新潟市<H25①>、十日町市<H28>
富山県 射水市<H26>、南砺市<H28>

近畿ブロック(6市町)

滋賀県 竜王町<R4>
京都府 南丹市<H27>、京丹波町<H28>、京都市<H29>
兵庫県 洲本市<H26>、養父市<H30>

中国・四国ブロック(11市町村)

鳥取県 北栄町<H30>
島根県 奥出雲町<H25②>
隠岐の島町<H26>
飯南町<H27>
岡山県 真庭市、西粟倉村<H25②>
津山市<H27>
広島県 東広島市<H29>
世羅町<R4>
山口県 宇部市<H29>
香川県 三豊市<H25①>

東北ブロック(13市町村)

青森県 平川市<H28>、西目屋村<H29>
岩手県 一関市<H28>、軽米町<R1>
宮城県 東松島市<H25①>
南三陸町<H25②>
大崎市<H27>、加美町<H28>
色麻町<H29>
秋田県 大潟村<R2>
山形県 最上町<H27>、飯豊町<H29>
西川町<R5>

関東ブロック(12市町村)

茨城県 牛久市<H25①>
栃木県 茂木町<H27>、大田原市<H29>、さくら市<R1>
群馬県 上野村<H29>、長野原町<R4>
神奈川県 秦野市<R6>
山梨県 甲斐市<H27>
長野県 中野市<R1>、長野市<R3>
静岡県 浜松市<H25②>、掛川市<H28>

東海ブロック(5市町)

愛知県 大府市<H25①>、半田市<H28>
三重県 津市<H25②>、多気町、南伊勢町<R2>

九州ブロック(15市町)

福岡県 みやま市<H26>、宗像市<H27>、糸島市<H28>、朝倉市<R1>
佐賀県 佐賀市<H26>、玄海町<R1>
熊本県 南小国町<R5>
大分県 佐伯市<H26>、臼杵市<H27>、国東市<H28>、竹田市<R1>
宮崎県 小林市<H27>、川南町<R3>
鹿児島県 薩摩川内市<H28>、長島町<H28>

バイオマス産業都市Q&A

Q1: バイオマス産業都市とは何ですか。バイオマスタウンとはどのように違うのですか。

A: バイオマス産業都市とは、バイオマスの活用重点を置いたバイオマスタウン構想を更に発展させ、木質、食品廃棄物、下水汚泥、家畜排せつ物など地域のバイオマスの原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域です。関係7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）が共同で地域を選定し、連携して支援を行います。

バイオマスタウン構想は、バイオマスの活用重点を置いた市町村を基本単位とする取組ですが、バイオマス産業都市構想は、バイオマスタウンを更に発展させ、バイオマスを活用した産業化に重点を置いた取組で、地域の実情に応じて、①市町村（単独又は複数）、②市町村（単独又は複数）と都道府県の共同体、③これらと民間団体等（単独又は複数）との共同体のいずれかが作成主体とすることができます。

Q2: バイオマス産業都市構想の作成主体はどこですか。

A: バイオマス産業都市づくりには、一般に広く薄く存在するバイオマスの生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムの構築が必要となること等を勘案し、地域の実情に応じ、以下の主体が単独又は共同でバイオマス産業都市構想を作成し、応募します。

- ① 市町村（単独又は複数）
- ② 市町村（単独又は複数）と当該市町村が属する都道府県の共同体
- ③ ①又は②と民間団体等（単独又は複数）との共同体

Q3: バイオマス産業都市の選定はどのように行われるのですか。どのような点を評価するのですか。

A: バイオマス産業都市の選定プロセスは、以下のとおりです。

- (1) 7府省が共同でバイオマス産業都市構想の提案の募集を行います。応募のあった提案は、地方農政局等及び事務局で整理します。
- (2) 有識者で構成するバイオマス産業都市選定委員会において、ヒアリング・審査を行い、選定委員会としての選定推薦案を決定します。
- (3) 選定委員会の選定推薦案をもとに7府省が共同で選定を行います。選定結果は公表するとともに、選定された地域にはバイオマス産業都市の選定の認定証を交付します。
- (4) バイオマス産業都市の選定に当たっては、以下の視点を踏まえ、応募があったバイオマス産業都市構想の内容を総合的に評価します。
 - ① 先導性: バイオマス産業都市が目指す将来像と目標を実現し、全国モデルとなるような取組であるか。
 - ② 実現可能性: 自治体・事業者等の地域の関係者の連携の下で経済性が確保された一貫システムの構築が見込まれるなど、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化の実現可能性が高いか。
 - ③ 地域波及効果: 地域のバイオマスの利用促進、地域循環型のエネルギーの強化、地域産業振興・雇用創出、温室効果ガス削減などの地域波及効果が高いか。
 - ④ 実施体制: 自治体・事業者等の地域の関係者の連携の下でバイオマス産業都市構想の具体化、評価等を適確に実施していくための実施体制ができているか。

Q4: バイオマス産業都市構想には、どのようなことを記載すればよいのですか。

A: バイオマス産業都市構想には、以下の事項を記載することとしています。地域のバイオマスを活用した事業化プロジェクトを企画立案し、その実行を通じて地域の産業・雇用の創出、再生可能エネルギーの強化など、いかにして幅広い地域波及効果を産み出していくかがポイントとなります。詳しくは募集要領をご参照ください。

- ① 地域の概要: 対象地域の範囲、経済的・社会的・地理的な地域の特色、作成主体等
- ② 地域のバイオマス利用の現状と課題: 地域のバイオマスの賦存量、利用率(量)等の現状と課題
- ③ 目指すべき将来像と目標: バイオマス産業都市を目指す背景や理由、バイオマス産業都市として目指すべき将来像、達成すべき目標
- ④ 事業化プロジェクトの内容: 当該年度に具体化する取組(5年以内に具体化する取組、10年以内に具体化する取組等がわかるように記載)
- ⑤ 地域波及効果: 地域の実情に応じ、③の将来像や目標も踏まえつつ、バイオマス産業都市構想の具体化による地域波及効果を記載
- ⑥ 実施体制: 自治体・事業者等の地域の関係者の連携の下で構想の具体化、評価等を実施していくための実施体制を記載
- ⑦ フォローアップの方法: ③の目標の達成状況等の評価や構想見直しの時期・方法等を記載する(原則5年後に中間評価を実施)。
- ⑧ 他の地域計画との有機的連携

Q5: バイオマス産業都市構想に盛り込む事業化プロジェクトとはどのようなものですか。

A: 事業化プロジェクトとは、バイオマス産業都市構想の期間内に具体化する取組のことであり、バイオマス産業都市構想の中核部分です。直近年度に具体化する取組、5年以内に具体化する取組、10年以内に具体化する取組の別がわかるように記載します。直近年度に具体化する取組については、事業内容や事業採算性などの詳細がわかるように記載します(事業概要、事業主体、計画区域、原料調達計画、施設整備計画、製品・エネルギー利用計画、事業費、年度別実施計画、事業収支計画(内部収益率(IRR)を含む。)、事業実施体制等)。5年以内及び10年以内に具体化する取組については、可能な限り具体的な内容がわかるように記載します(事業概要、事業主体、計画区域、事業全体フロー等)。

電力の固定価格買取制度を活用する取組については、応募時点における電力会社との協議状況を簡潔に記載します。直近年度に具体化する取組については少なくとも正式なアクセス協議(接続検討)を終えていることが必要です。

Q6: バイオマスを活用した事業を5年後に計画していますが、事業の構想段階でも選定を受けることができますか。

A: バイオマス産業都市は、7府省が連携し、地域のバイオマスを活用した産業化に向けた具体的な取組を後押しし、地域の産業・雇用の創出や再生可能エネルギーの強化を推進するものです。バイオマス産業都市構想の中核部分である事業化プロジェクトについては、事業主体、原料調達計画、施設整備計画、製品・エネルギー利用計画、事業収支計画など、事業内容や事業採算性等が評価できる具体的な内容を記載する必要があります。このため、関係者で話し合いを進め、目指すべき姿とともに、事業化プロジェクトの方針や内容を固め、それによる地域波及効果等をベースにバイオマス産業都市構想を作成することになります。

Q7: バイオマス産業都市に選定されるとどのようなメリットがあるのですか。例えば、どのような施策が活用できるのですか。

A: バイオマス産業都市の選定地域に対しては、バイオマス産業都市構想の実現に向けて、バイオマス産業都市関係府省連絡会議を活用しながら、構想の内容に応じて、関係府省の施策の活用、各種制度・規制面での相談・助言などを含め、関係府省が連携して支援を行います。なお、関係府省の施策の活用にあたっては、別途当該施策を所管する府省の審査・採択が必要です。各府省は、それぞれの政策推進の観点から、バイオマスに関連する施策・予算を担当しています。

例えば、農林水産省は、みどりの食料システム戦略推進交付金、林業・木材産業成長産業化促進対策、経済産業省は、地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業、国土交通省は、下水道リノベーション推進総合事業(社会資本整備総合交付金)等、環境省は、循環型社会形成推進交付金、再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業等の施策・予算を担当しています。

また、選定された地域は選定の翌年度から10年間、構想の取組状況等を報告していただきます。なお、選定後11年目以降は、取組状況の報告は5年毎に行っていただきます。

Q8: バイオマス産業都市構想を市町村バイオマス活用推進計画とみなすことは可能ですか。

A: 市町村バイオマス活用推進計画は、バイオマス活用推進基本法(平成21年6月12日法律第52号)に規定される手続きを経ることでみなすことが可能です。バイオマス産業都市構想を市町村バイオマス活用推進計画とする場合は、各市町村で必要な手続きを行っていただき、ホームページ等により公表して下さい。その場合、Q10に記載している地方農政局食品企業課等にご連絡願います。

なお、複数市町村の共同体によりバイオマス産業都市に選定されている場合には、市町村バイオマス活用推進計画が単一の市町村で策定する計画であることから、当該バイオマス産業都市構想そのものを市町村バイオマス活用推進計画とすることは困難であると考えられます。

Q9: 新たな「バイオマス利用技術の現状とロードマップについて」(令和4年8月バイオマス活用推進専門家会議決定)とバイオマス産業都市構想との関係性はどのようなものですか。

A: 「バイオマス利用技術の現状とロードマップについて」(以下「技術ロードマップ」)は、バイオマスの利用技術の到達レベルを一覧性をもって俯瞰できる産学官共通の技術評価のプラットフォームとして、技術開発の進展の状況に応じて、効率的かつ効果的に研究・実証を進め、実用化段階にある技術は事業化に活用することとされています。

バイオマス産業都市構想に基づく取組を優先採択することとしている「みどりの食料システム戦略推進交付金(うちバイオマス地産地消対策)」(農林水産省)では、技術ロードマップにおいて技術レベルが新たに実用化段階に達した又は5年以内に実用化と評価されている新技術を活用して、農林漁業者や農山漁村に新たな所得や付加価値を生み出す取組に必要な施設の整備に対しても支援を行うこととしています。

Q10: バイオマス産業都市構想の作成を検討しようと思いますが、どこに相談すればよいですか。

A: バイオマス産業都市構想に関するご質問は、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課又は地方農政局食品企業課等にご連絡ください。
また、バイオマス産業都市構想の作成に当たっては、(一社)日本有機資源協会が作成した「バイオマス産業都市構想作成の手引き」などを参照してください。

【連絡先】

○ 農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課	〔TEL:03-6738-6479〕
○ 北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課	〔TEL:011-330-8807〕
○ 東北農政局 生産部 環境・技術課	〔TEL:022-221-6193〕
○ 関東農政局 生産部 環境・技術課	〔TEL:048-740-0158〕
○ 北陸農政局 生産部 環境・技術課	〔TEL:076-232-4131〕
○ 東海農政局 生産部 環境・技術課	〔TEL:052-746-1313〕
○ 近畿農政局 生産部 環境・技術課	〔TEL:075-414-9722〕
○ 中国四国農政局 生産部 環境・技術課	〔TEL:086-230-4249〕
○ 九州農政局 生産部 環境・技術課	〔TEL:096-300-6028〕
○ 内閣府 沖縄総合事務局 食料産業課	〔TEL:098-866-1673〕

「バイオマス産業都市構想作成の手引き」や構想の雛形例などは以下に掲載しております。

【バイオマス産業都市の取組(農林水産省HP)】

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/b_sangyo_toshi/b_sangyo_toshi.html

バイオマス事業化戦略の概要

～ 技術とバイオマスの選択と集中による事業化の推進 ～〔平成24年9月 バイオマス活用推進会議〕

I 基本的考え方

- 震災・原発事故を受け、**地域のバイオマスを活用した自立・分散型エネルギー供給体制の強化**が重要な課題
- 多種多様なバイオマスと利用技術がある中で、どのような**技術とバイオマス**を利用すれば**事業化を効果的に推進**できるかが明らかでない
- バイオマス活用推進基本計画の目標達成に向け、コスト低減と安定供給、持続可能性基準を踏まえつつ、**技術とバイオマスの選択と集中によるバイオマス活用の事業化を重点的に推進し、地域におけるグリーン産業の創出と自立・分散型エネルギー供給体制の強化**を実現していくための指針として「**バイオマス事業化戦略**」を策定

II エネルギー・ポテンシャル（年間）

※持続可能性基準による考慮をしていない。

	2020年の利用率目標が エネルギー利用により達成された場合	未利用分が全て エネルギー利用された場合
電力利用可能量	約130億kWh (約280万世帯分)	約220億kWh (約460万世帯分)
燃料利用可能量 (原油換算)	約1,180万kL (ガソリン自動車約1,320万台分)	約1,850万kL (ガソリン自動車約2,080万台分)
温室効果ガス 削減可能量	約4,070万 t-CO ₂ (我が国の温室効果ガス排出量の約3.2%相当)	約6,340万 t-CO ₂ (我が国の温室効果ガス排出量の約5.0%相当)

III 技術のロードマップと事業化モデル

※実用化とは、技術的な評価で、事業化には諸環境の整備が必要。

- 多種多様なバイオマス利用技術の到達レベルを評価した**技術ロードマップ**を作成し、**事業化に重点的に活用する実用化技術とバイオマス**を整理。

技術 ……メタン発酵・堆肥化、直接燃焼、固形燃料化、液体燃料化
バイオマス…木質、食品廃棄物、下水汚泥、家畜排せつ物等

- 上記の**実用化技術とバイオマス**を利用した**事業化モデルの例**(タイプ、事業規模等)を提示。

戦略1 基本戦略

- コスト低減と安定供給、持続可能性基準を踏まえつつ、**技術とバイオマスの選択と集中**による事業化の重点的な推進
- 関係者の連携による原料生産から収集・運搬、製造・利用までの**一貫システムの構築**(技術(製造)、原料(入口)、販路(出口)の最適化)
- 地域のバイオマスを活用した事業化推進による**地域産業の創出と自立・分散型エネルギー供給体制の強化**
- 投資家・事業者の参入を促す**安定した政策の枠組みの提供**

戦略2 技術戦略 (技術開発と製造)

- 事業化に重点的に活用する実用化技術の評価
- 産学官の研究機関の連携による実用化を目指す技術の開発加速化(セルロース系、藻類等の次世代技術、資源植物、バイオリファイナリー 等)

戦略3 出口戦略 (需要の創出・拡大)

- 固定価格買取制度の積極的な活用
- 投資家・事業者の参入を促すバイオマス関連税制の推進
- 各種クレジット制度の積極的活用による温室効果ガス削減の推進
- バイオマス活用施設の適切な立地と販路の確保
- 高付加価値の製品の創出による事業化の推進

戦略5 個別重点戦略

①木質バイオマス

- ・ FIT制度も活用しつつ、未利用間伐材等の効率的な収集・運搬システム構築と木質発電所等でのエネルギー利用を一体的・重点的に推進
- ・ 製材工場等残材、建設発生木材の製紙原料、ボード原料やエネルギー等への再生利用を推進

②食品廃棄物

- ・ FIT制度も活用しつつ、分別回収の徹底・強化と、バイオガス化、他のバイオマスとの混合利用、固体燃料化による再生利用を推進

③下水汚泥

- ・ 地域のバイオマス活用の拠点として、FIT制度も活用しつつ、バイオガス化、食品廃棄物等との混合利用、固形燃料化による再生利用を推進

④家畜排せつ物

- ・ FIT制度も活用しつつ、メタン発酵、直接燃焼、食品廃棄物等との混合利用による再生利用を推進

⑤バイオ燃料

- ・ 品質面での安全・安心の確保や石油業界の理解を前提に農業と一体となった地域循環型バイオ燃料利用の可能性について具体化方策を検討
- ・ バイオディーゼル燃料の税制等による低濃度利用の普及や高効率・低コスト生産システムの開発
- ・ 産学官の研究機関の連携による次世代バイオ燃料製造技術の開発加速化

戦略4 入口戦略 (原料調達)

- バイオマス活用と一体となった川上の農林業の体制整備(未利用間伐材等の効率的な収集・運搬システムの構築等)
- 広く薄く存在するバイオマスの効率的な収集・運搬システムの構築(バイオマス発電燃料の廃棄物該当性の判断の際の輸送費の取扱い等の明確化等)
- 高バイオマス量・易分解性等の資源用作物・植物の開発
- 多様なバイオマス資源の混合利用と廃棄物系の徹底利用

戦略6 総合支援戦略

- 地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出と地域循環型エネルギーシステムの構築に向けたバイオマス産業都市の構築(バイオマスタウンの発展・高度化)
- 原料生産から収集・運搬、製造・利用までの事業者の連携による事業化の取組を推進する制度の検討(農林漁業バイオ燃料法の見直し)
- プラント・エンジニアリングメーカーの事業運営への参画による事業化の推進

戦略7 海外戦略

- 国内で我が国の技術とバイオマスを活用した持続可能な事業モデルの構築と、国内外で食料供給等と両立可能な次世代技術の開発を進め、その技術やビジネスモデルを基盤にアジアを中心とする海外で展開
- 我が国として、関係研究機関・業界との連携の下、持続可能なバイオマス利用に向けた国際的な基準づくりや普及等を積極的に推進